

【重要】台湾向け食品の原産地証明を申請される方へ

台湾政府より、福島県などの日本産食品への輸入規制措置の緩和案が2022年2月8日に発表されました。これに伴い、同政府より、従来の運用の継続(原産地証明の「6.Remarks」欄への製造県・生産県記載及び製造証明書等の提出)に加え、指定文言を書き加えるよう要請がありました。

今後、台湾向け食品の原産地証明書をご申請される方は、従来の製造証明書等に加え、以下要領に従って指定文言を記載の上、ご申請ください。

記

運用開始:2022年4月1日～(2022年3月31日発給分までは移行期間として現状の様式でも可)

指定文言:

This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI.

記載箇所:原産地証明 6.Remarks 欄

記載例:

6. Remarks This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI. Place of Production 1-2. Fukuoka Pref. 3. Hyogo Pref.
--

※「6.Remarks」欄へ記載しきれない場合は、記載事項の最後に「*(アスタリスク)」を付し、7欄にも同様に「*」を付し、その後に続きを記載してください。

※貿易関係証明発給システムによる発給の場合、Remarks欄は上限200文字ですが、上記文言が174文字なので、Remarks欄への産地記載が困難です。指定文言の最後に「*」を付し、Others欄にも同様に「*」を付し、その後に産地を記載してください。

※本指定文言は、文言の性格上、**典拠Invoiceへの記載は不可**です(原産地証明書のみ記載してください)。

※本指定文言の内容をアレンジすると台湾側で拒絶されます。そのまま原産地証明書に記載ください。

※**従来通り製造証明書等は必要**となります。

※本指定文言の記載は、台湾政府要請に基づき、同国向け食品にかかる原産地証明書のみ認めた特別対応です。インボイス証明、サイン証明、台湾以外の国向け原産地証明書などへ転用は一切できません。

以上

本件問い合わせ

立川商工会議所 総務課 042-527-2700